

適切な管理計画をもつマンションを長岡市が認定します！

マンション管理計画認定制度



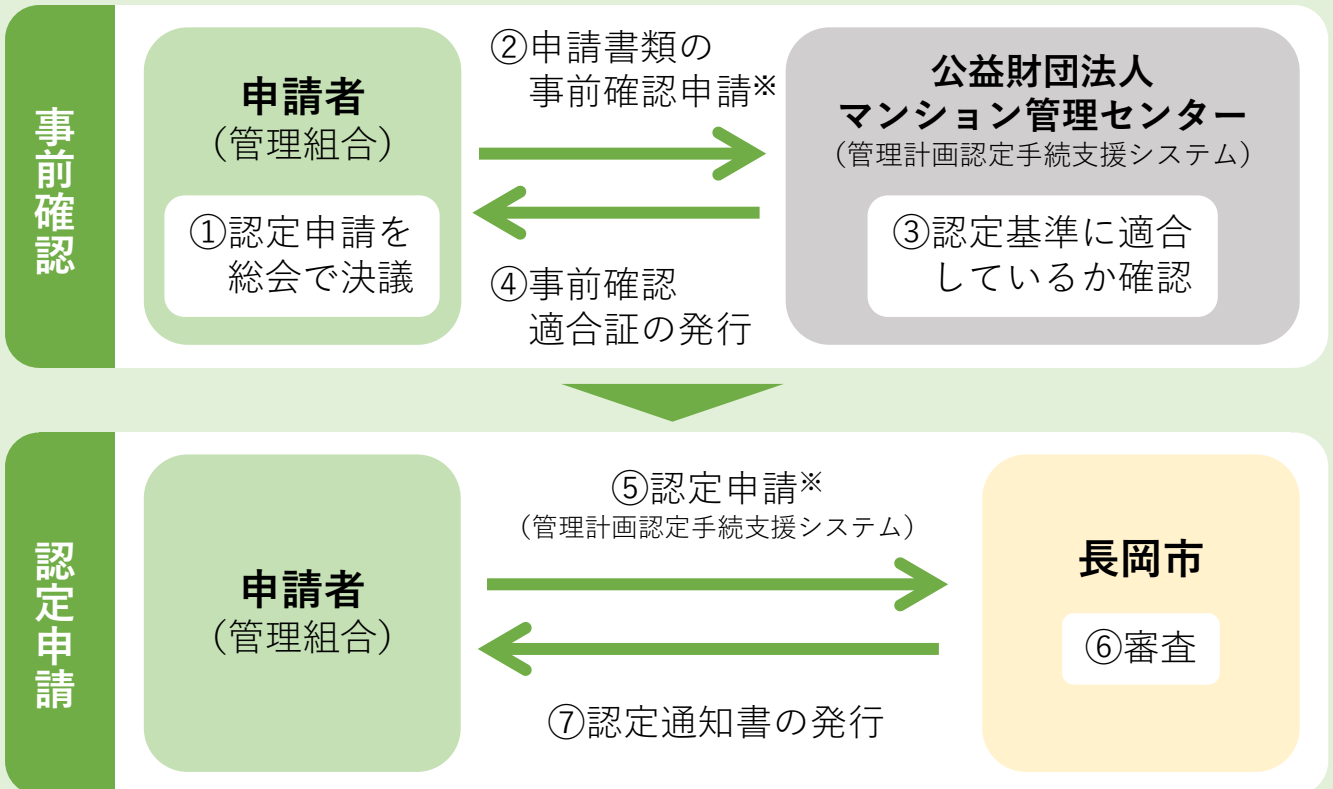
2024年
12月
スタート！

認定を受けることで期待されるメリット

- 適正に管理されたマンションとして、市場において高く評価される
- 住宅金融支援機構の金利優遇※が受けられる
- 認定申請をきっかけに管理の適正化に向けた自主的な取り組みが推進される

※【フラット35】及びマンション共用部分リフォーム融資の金利引下げ、マンションすまい・る債の利率上乗せ

認定申請の流れ



※事前確認申請や認定申請は「管理計画認定手続支援システム」により行います。利用にあたり、システム利用料等が発生します。詳しくは公益財団法人マンション管理センターのホームページをご確認ください。



長岡市 都市整備部 都市政策課

〒940-0062 長岡市大手通2-6
フェニックス大手イースト8階

問合せ

電話：0258-39-2265

メール：toshisei@city.nagaoka.lg.jp

管理計画の認定基準

管理組合の運営

- 管理者等及び監事が定められている
- 集会(総会)が年1回以上開催されている

長期修繕計画の作成及び見直し等

- 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠して作成され、計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金が集会(総会)で決議されている
- 長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われている
- 長期修繕計画の計画期間が30年以上かつ残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれている
- 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していない
- 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算出された修繕積立金の平均額が著しく低額でない
- 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっている

管理規約

- 管理規約が作成されている
- 管理規約において下記について定めている
 - ・緊急時等における専用部分の立入り
 - ・修繕等の履歴情報の保管
 - ・管理組合の財務・管理に関する情報の提供

管理組合の経理

- 管理費と修繕積立金の区分経理がされている
- 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていない
- 直前の事業年度の終了日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内である

その他

- 組合員名簿、居住者名簿が備えられており、年1回以上は内容の確認が行われている
- 長岡市マンション管理適正化指針に照らして適切なものである

相談窓口

マンション管理計画認定制度相談ダイヤル（無料）

管理計画認定制度の認定基準や申請手続きなどについて、専門的知識を有するマンション管理士がお答えします。

☎ **03-5801-0858** ※受付時間：月～土 10時～17時（祝日・年末年始を除く）

参 考

● 管理計画認定手続支援システム（公益財団法人マンション管理センター）

管理計画の事前確認や認定申請は、管理計画認定手続支援システムにより手続きをする必要があります。詳しくは公益財団法人マンション管理センターのホームページをご確認ください。



● 管理計画認定制度は、以下の制度と同時に申請することもできます

■ マンション管理適正評価制度
(一般社団法人マンション管理業協会)



☎ **03-3500-2721**

■ マンション管理適正化診断サービス
(一般社団法人日本マンション管理士会連合会)



☎ **03-5801-0843**

● 長岡市マンション管理適正化推進計画を策定しました

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正を受け、マンション管理の適正化に向けた施策及び指針等を定め、老朽化するマンションの適正な維持・管理を進めるため、2024年11月に長岡市マンション管理適正化推進計画を策定しました。

